

# 令和3年第3回九戸村議会定例会継続 決算審査特別委員会

令和3年10月8日（金）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

## ◎審査日程（第6号）

- ① 委員会の開催日程について
- ② 資料要求について
- ③ 事務局から資料提供
- ④ 議員間討議

◎出席委員（11人）

1番	古 舘 巖 君	7番	保大木 信 子 君
2番	川 戸 茂 男 君	8番	岩 渕 智 幸 君
3番	坂 本 豊 彦 君	9番	渡 保 男 君
4番	大 崎 優 一 君	10番	山 下 勝 君
5番	中 村 國 夫 君	11番	桂 川 俊 明 君
6番	久 保 えみ子 君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大久保 勝 彦  
事 務 局 長 補 佐 野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前10時00分）

○副委員長（岩渕智幸君） おはようございます。

ただ今から、令和3年第3回九戸村議会定例会継続決算審査特別委員会を開会いたします。

---

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第3回定例会決算審査特別委員会で継続となりました議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」今後の委員会の運営についてご協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、令和3年第3回議会定例会継続決算審査特別委員会の運営について、審査事件として、令和2年度農集排、下水道事業特別会計決算認定について、以下のとおり進めてまいりたいと思います。

それでは、最初に、委員会開催の日程について、事務局からお願ひいたします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） それでは、第3回定例会継続決算審査特別委員会の今後の日程につきまして、事務局案でございます。ご協議いただきたいと思います。

アとして、本日の委員会でございます。10月8日金曜日。第3回決算委員会の論点整理。それから資料要求について。それから次回委員会に向けての論点整理ということで、今日、ご協議いただければと思います。

それから、イといたしましては、当初は10月22日予定させていただきましたが、ご存じのとおり衆議院の総選挙が10月19日公示、31日投票ということで、この場所も選挙事務に使用されるということで、大変申し訳ないんですが、次回は選挙後の11月9日ということで、ご理解いただきたいというふうに考えております。

それで、11月9日火曜日午前10時からということで、この場所ということで予定したいと思います。当局からの説明を求める出席要求でございますが、村長、副村長、総務課長、会計管理者、地域整備課長、それから地域整備課主幹ということで予定したいと考えております。

それから11月18日木曜日午前10時から。あと、11月24日水曜日午前10時、当局からということでそれぞれ出席いただいて、質疑をお願いしたいということ

でございます。

なお、一応の予定ですが、11月26日質疑終了ということを目安に、特別会計に対する総括質疑、討論、採決ということで、12月議会での対応ということで進めさせていただければと思います。

①は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村國夫君） ただ今、日程について説明をいただきました。これについて、皆さんの方からご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

10月8日、そして11月9日、11月18日、11月24日ということでございます。11月24日につきましては、最終日ということで、事務局案としては質疑終了後、総括質疑等と採決を行いたいと、こういうことでございます。

この日程につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議がないようでございますので、了承されました。

それでは、続きまして②でございます。資料要求について事務局の方から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） ②の資料要求についてということでございます。

資料No.1をご覧いただきたいというふうに思います。決算審査特別委員会資料要求書一覧表ということでございました。

今回の農集排、下水道特別会計に関わりまして、資料要求につきましては、9月議会で1、2、3について要求したということでございました。それで、1と2については提出済みと。3の資料については9月議会では未提出ということでございました。それからNo.4でございます。これは今回新たに請求したいというものでございまして、資料名として農業集落排水事業並びに下水道事業に係る、事業開始から現在までの事業実施状況を時系列に整理したものということで、担当課の方に資料を作成、提出を依頼したいという中身でございます。

あと、委員の皆さまからこれ以外に審査に必要な資料ということがございましたら、本日ご意見をいただいて事務局では資料請求したいと考えてございますので、ご協議いただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） ただ今、説明が終わりました。

ただ今の説明で1番、2番につきましては、提出済みということでございます。それから3番につきましては、未提出ということでございます。

そして、今回4番でございますが、請求ということで新たに入っております。これについて、皆さんの方からご意見、ご質問ございませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 提出済みとされているNo.2の中で、欠損をした方の中で資

力・財力の有無という部分は前の提出資料になかったように思いましたが、いかがでしたでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 局長

○議会事務局長（大久保勝彦君） この部分、委員会で確認させていただきたいと思います。この資力・財力はいま現在の状況でよろしいでしょうか。というのは、地域整備課の方からその当時の賦課徴収時点の状況につきましては、判別できないというふうな回答をいただいております。

○2番（川戸茂男君） いま現在でいいです。

○議会事務局長（大久保勝彦君） いま現在の滞納の、例えば不納欠損した中で財力がある人ない人、一応、その部分ということで。

分かりました。では、そのように担当課の方に話をさせていただきます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君、よろしいでしょうか。

○2番（川戸茂男君） はい。

○委員長（中村國夫君） そのほか、ご質問、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ございませぬね。

あと、皆さんの方から資料要求ございましたら、この際、お願いしたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 先日の決算委員会で渡された不納欠損時効明細、ちょっと私もここで質問するのも、この滞納の、賦課額というのは滞納という判断でいいですか。金額は。

滞納の資料を欲しいというのは、この資料を見れば分かることだということでもいいわけですね。この賦課額を見て判断をすればいいかなと。

○委員長（中村國夫君） 今のこの資料は賦課額とありますが、イコール滞納額。

イコール不納欠損で落とした金額ということですか。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

○11番（桂川俊明君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） 資料請求について、何かございませぬか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 今、出された村税等滞納整理対策委員会設置要綱という資料を見ていましたが、これの開催日が③のウに載っていて、2年の7月14日、3年の7月14日。偶然にも日にちは同じなようですが、出されたばかりで内容まで見ていないんですが、どういう話し合いがされたかも今の資料にありますか。局長。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 口頭でよろしいでしょうか。資料があった方が

いいですか。あれば、今日、資料作りませんでしたので、後で出します。

○2番(川戸茂男君) 資料があった方が良いような気がしますけれども。口頭だと1回聞いて、いろいろ後で間違った解釈をしても駄目だし、それぞれ各年度に1回ずつ開いていたというふうな見方でいいですか。

○議会事務局長(大久保勝彦君) そのとおりでございます。

○2番(川戸茂男君) では、その会議、令和3年は欠損が決まってからの話だけれども、いずれ、その会議の話し合いの内容を分かる資料をお願いします。

○議会事務局長(大久保勝彦君) 分かりました。

○委員長(中村國夫君) では、事務局で対応をよろしく願いいたします。

そのほか、資料請求に関しまして何かございませんか。

11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) ちょっと気になったのは、村長の答弁で「議会の判断がどうだったかという問題もあるのではないのでしょうか」ということで、議会に対して、決算委員会でその不納欠損処理の話が出され、今まで10年間、過去出たのか。それは分かりますか。

そういう話が出ていないのであれば、滞納に対して手続きをして時効延長してきてやってきたのか、不納欠損処理をした、過去に。

○委員長(中村國夫君) そういう、過去に経過あったのかどうかということですか。

○11番(桂川俊明君) いや、問題があったから、「その承認してきた議会の判断がどうだったのかという問題もあるのではないのでしょうか」と言っているから。

○委員長(中村國夫君) 今日の次第の中に、それに関するものが最後にありますので、その際をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) それでは、資料請求につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) ご異議がないようですので、了承とされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして③番でございます。事務局からの資料提供ということで、説明をお願いいたします。

○議会事務局長(大久保勝彦君) それでは、③番の事務局からの資料提供ということで、資料提供させていただきたいと思えます。

アとして、9月に行われました第3回定例会決算審査特別委員会の会議録の要旨を資料No.2としてまとめました。ご覧をいただきたいと思います。農集排と下水道の関係部分の9月15日の審査の件のやりとり。それから最後は9月16日の

総括質疑のやりとりということで載せてございます。

今後の審査の参考にしていただきたいということで、資料提供させていただくものでございます。

アにつきましては、以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 続けて説明をお願いします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） それから、イの債権管理に関する参考資料ということで、資料No.3ということで、これは情報提供させていただくものでございます。出典は、株式会社ぎょうせいが発刊している「自治体職員が知っておきたい債権管理術」という本の中からの部分でございます。

それで、はじめにということでございまして、この部分については、あとで読んでいただければということでございます。

次のページをめくっていただきまして、債権管理ということでございます。

1として、債権管理についてということで、「完納までに長期間見込まれる場合、時効について管理し、債権の保全を心掛ける」ということが原則でございます。実務的対策としては、滞納者から債務承認を書面で年1回は滞納者から貰うということで、時効が中段ということになってございます。

表の方でございますが、九戸村が扱っている代表的な債権ということで、載せております。参考までにお知らせしたいと思います。

村税、それから保育園の保育料、これについては公債権ということで強制徴収がされるものということになっております。

学校給食費、水道料金につきましては、私債権という部分の中で、これは強制執行。強制執行というのは、裁判手続きを通して回収するというふうなものでございます。

それから下水道料金、今回はあれですが下水道料金。これは分担金も含めて公債権というふうな区分けにされております。これは強制徴収ということで、裁判手続きを経ないで村税等の徴収手続きに準じた形でやるというふうなことでございます。

あと公営住宅、住民等に対する貸付金等があるわけですが、こちらは私債権というふうな区分をされているというふうなことで、参考までにお知らせをするものでございます。

時効でございますが、5年でございます。相手方に賦課した時点から何も債権保全の手続きを取らない期間が5年続くと、いずれ消滅時効ということで5年になります。ということで表を見ていただきたいなと思います。

あと、※印の1、2については、強制徴収と強制執行ということで解説してございますので、よろしくお願いたします。

※印2につきましては、令和2年の4月1日に施行の民法が改正されまして、

時効につきましては、基本的に5年というふうなことで法律が改正されております。基本的には役場で扱う私債権を含めて5年というふうなことで、現在は取り扱われているものでございます。

※印3でございます。消滅時効ということでございます。消滅時効というのは、一定期間、権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合、当該権利を消滅させるものをいうということになっております。納期限又は時効の更新の翌日から起算されます。公債権につきましては、時効の期間中に権利を行使しない場合、徴収権を失う。私債権については、時効の援用を行使する旨の書面を受領した場合、徴収権を失うというふうなことで載っております。

次のページでございます。

※印の4ということをお願いしたいと思います。時効の援用ということ謳っております。「時効の援用とは、時効によって利益を受けるものが時効の利益を受ける意思を表示することをいう」ということで、民法145条で、私法上の債権においては時効の援用が必要となるということでございます。しかし、公法上の債権については、消滅時効に関して統一的な処理をはかるため、その援用を必要とせず、また、その利益を放棄することもできないと規定されているということで、下水道分担金は公債権ということになりますので、時効の援用も必要なしに、いずれ5年来ればこちらは徴収できない、相手は納めたくても納められないというふうなことでございます。それで、また時効の中断というのがあって、これについては請求とか差し押さえ、債務承認ということによってこういう手続きを得て時効を中断するというふうな主な手続きというふうになっております。

それから不納欠損ということでございます。調査処分等を行い、なお、徴収が不可能と認められるものについては、不納欠損を検討することとなります。村では債権管理条例というのを平成30年に議会の議決を得て条例を定めておりますが、私債権については、50万円以下は村長が必要な調査、処分等を行って、それでも徴収が不可能、生活困窮者とか、いろいろあるんですが、そういう要件をまず認められれば不納欠損が可能ということで、債権管理条例第11条に定めをしております。

それから、不納欠損額とはということで載せております。不納欠損額とは、すでに調定された歳入で徴収ができないと認定されたものをいう。自治法施行令171条の7により免除された債権は不納欠損額として処理されることになる。それで不納欠損については、決算書の様式の中で調製されるということで、自治法の施行規則に定められております。

不納欠損額の事例としては、①として地方公共団体の金銭債権について5年間の消滅時効が完成した場合。それから②として地方公共団体の職員の賠償責任があると認定されたものについて、その後、議会の同意を得て全部又は一部を免除



した場合。③地方税の減免を条例の規定に基づき決定した場合などがありますということになっております。

また、不納欠損額は、法令又は条例の定めによって、地方公共団体の債権が消滅したとき、その債権額を表示して提示するものということになっております。消滅した債権、放棄した債権等について行うべきものであって、単に徴収不能というだけで適宜の認定により不納欠損はすべきものではないとされているところでございます。

あと、2として住民訴訟、そういうふうな部分ということで参考までに載せております。

公金の賦課、徴収を怠る事実、あるいは財産管理を怠る事実があった場合においては、監査委員に対する住民監査請求後住民訴訟が提起されるというふうなことで、過去の住民監査請求、そして、住民訴訟が多くなっているというふうな部分の中での解説を載せてございますので、参考になるかどうか分かりませんが、よろしく願いたいと思います。

それから、ウの村税等滞納整理対策委員会設置要綱ということで、資料No.4をご覧いただきたいと思います。

村では、平成16年から村税等の滞納整理対策委員会を設置して、村税、あるいは水道使用料等の滞納、それ以外にかかわらず村の徴収金の滞納につきまして、その確保を図るため、この滞納整理委員会を組織してやっております。

委員会の目的でございますが、第2として（1）村税等それぞれの滞納整理計画及び徴収計画の総合調整に関すること。それから（2）滞納整理に係る情報交換及び整理方針等に関すること。3として、その他目的を達成するため必要と認められる事項ということでございます。

滞納整理対策委員会のメンバーでございますが、委員長は副村長、副委員長は総務課長ということになってございます。あと、委員につきましては、それぞれの課長職ということで充てられております。

先ほど、ご質問がありました。レジメの表に戻っていただきまして、このごろ、1回、私が担当していたあたりはもっとやっていたと思うんですが、このごろ1回だけなようでございます。令和2年は7月14日、令和3年度は7月14日ということで開催されておるようでございます。ちなみに令和2年7月14日の委員会の審議内容でございますが、各種滞納金の徴収対策についてということをお主にやっております。また、その他としてこの委員会で農集排、下水道分担金の処理の進め方については、今後、検討課題とするということで令和2年度にはそのように記録をしておりました。それから、令和3年、今年行われました滞納整理委員会でございますが、こちらの令和3年度の滞納徴収対策ということで協議してございます。

あと、その他として各種債権の債務承認をとることなど、時効についての適正な管理を行うということで、その辺も情報共有したというふうなことで記録をさせていただきます。

エとして、九戸村債権管理条例と九戸村債権管理条例施行規則として、資料No. 5として、資料提供させていただきました。この条例は、平成30年に条例制定してございます。主に私債権の取り扱いについて、不納欠損を含めてその取り扱いを定めた条例ということで、制定しているものでございます。

今回は、下水道分担金ということでこの条例が直接適用になるものではありませんが、今後の滞納金、各種滞納金の取扱いは、この条例もなるということでございますので、参考までに提示させていただくものでございます。

③番につきましては、事務局からの資料提供ということで、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村國夫君） どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から説明をいただきました。それでは、最初に、アということで令和3年第3回定例会決算審査特別委員会の会議録について、説明をいただきましたけれども、これにつきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 今、さらさらと読んで気が付いたところですが、ページ数がないので、資料No.2の1枚目、私の質問のところの一番下段の方から3行目、「今回の『決算』に臨んだのか」、ここは「今回の『欠損』に臨んだのか」という言い方をしたと思っておりますので、決算も欠損も似たようなものだけれども、ここは「欠損」を言いたかったので、「欠損」をお願いをしたいと思います。

ちょっと語尾がはっきりしなくてテープを起す人がきつと「決算」とやったかなと思いますが、「欠損」のことを言っていたので。あとは、まだちゃんと見ていないんですが、気が付いたのは以上です。

○委員長（中村國夫君） そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようですので、アにつきましては、了承されました。

続きまして、(2)でございます。債権管理に関する参考資料について先ほど説明をいただきました。これについて、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。参考資料でございますので、後で読んでいただいても結構だと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） それでは(イ)についてもご了承いただきました。

続きまして、(ウ)でございます。村税等滞納整理対策委員会設置要綱について、

先ほど説明をいただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 先ほど事務局長から説明があったんですけども、令和2年7月14日には、ただ各種不納欠損処理についてで、下水道と農集排については今後どういう対策をしていくかという話しか出てはいらっしゃらなかったということですか。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 私もこの会議に出ています。それで、記憶ですと、農集排、下水道分担金の処理の進め方については今後の検討課題とするというだけで、ここはこれで収まっておりました。不納欠損するとかしないとかという話ではありませんでした。と、記憶しております。

○委員長（中村國夫君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） その件について、議事録はあるの。出て来るのかな、資料として。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 会議の復命書等出ておりますので。

○11番（桂川俊明君） それを出してもらった方がいいな。2年度と3年度。1回しかやっていなければ1回だけれども、やっているの全部。でないと、ここで聞いていて、また話が合わないと。お願いします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 今、私が言ったとおりの文言しかないですが。

○11番（桂川俊明君） いいです。それで。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） 休憩いたします。

休憩（午前10時30分）

---

再開（午前10時34分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

ウについて、ご意見等ございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようでございますので、ウにつきましてはご了承されたということでございます。

続きまして、エでございます。九戸村債権管理条例、九戸村債権管理条例施行規則について、先ほど説明をいただきました。これについて、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようでございますので、ご了承されたということで

ございます。

それでは、続きまして（２）でございます。議員間討議ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） （２）は、議員の皆さんから意見、情報交換ということでお願いしたいなというふうに思っておりました。

それで、資料No.6をご覧いただきたいと思います。

主な論点整理の項目ということで、これは事務局で、私の方でちょっと作ってみました。それで、一番下の方にあるんですが、やはり議会としても議会だよりで村民にお知らせしなければならないというふうな項目ではないかと考えまして、私の方で４つほど挙げさせていただいております。

１として、歳入確保（債権保全）がなされなかった要因、原因ということで、滞納整理、私も担当して長年やった経験がございます。その中の原則は、まず、滞納整理の場合は、「押さえる」ということで、強制徴収、差し押さえ等。それから、「待つこと」ということでこれについては、債務承認なり、分納等で何年かかろうが、いずれいただくものはいただくというふうな考え方。あとは、③として「落とす」というこの法令で生活困窮、いろんな要件があります。これに出てきたものについては、不納欠損しなさいというふうなことで、この滞納整理については三つでございます。これは税の方でございます。ただ、今回は下水道ということで下水道とか、水道の部分はあくまでも使用した料金ということでございますので、これについては、まず①か②しか、ほとんど取り扱いとしてはないのではないかと私を感じてございます。それで、なぜ、こういうふうなことになったかという要因・原因ということがやはり明らかでないとい次の項目の２、３に結び付けられないのかなということでございます。

２番目として責任の所在はどこなのか。あと三つ目として再発防止策はどうか。それから、４として農集排、下水道へ接続、これからも接続そういうふうなことで事業が進んでいくわけでございますけれども、今後、分担金を納付しなくても接続すると。村の方で受けなくてはならないというふうな状況の中で、この不公平感というの、村の対応というのは、やはり、村民も注目しているのかなというふうな部分でございます。先ほど桂川委員からもありましたが、９月１６日の総括質疑における村長答弁。これまでに「過去数十年間、当該会計の決算を承認してきた議会の判断がどうだったのか」というふうな部分については、やはり議会としてのそれも村民にお知らせしなければならないのではないかとこのように思うところでございます。事務局としては、議会だよりで村民にこれから議会としてもこれを承認、不承認ということがあるわけでございますが、ある程度の説明、審議というふうな部分であれば、この部分は必要ではないかなということでございまして、たたき台ということで提示させていただいたものでございま

す。これにかかわらず、いろいろご意見あると思いますのでご協議いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中村國夫君） ただ今、事務局から説明をいただきました。

5点ほど絞って主な論点について整理されて、事務局案として提案されたものでございます。これについて、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

併せて、皆さんの方からご意見等があれば出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここにもございますけれども、歳入の確保がなされなかった要因、原因。あるいは責任の所在、再発防止策、さらには農集排、下水道の関連等々でございます。このほかにも皆さんの方からいろいろご意見があろうかと思しますので、ございましたらお願いしたいと思います。

事務局としては、村民に知らせていくということございまして、特に、議会だよりを通してこれから議会の様子等々含めてお知らせをしたいということで、案をまとめたようでございますので、よろしく願いいたします。

11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） この事務局案の内容で、私は良いと思っています。ただ、一つ、4番に関連して、接続していく、今後のことだけれどもそれと併せて時効、5年間、時効が発生した以外の5年間あるでしょ。17年から分担金未納というのは、これじゃないでしょ。その未納というのはないの。これは今まで時効なった資料でしょ、前に貰ったのは、16年まで。17年以降の未納というのが発生、去年までというのは、

（「休憩」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩します。

休憩（午前10時41分）

---

再開（午前10時45分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

そのほか、ございせんか。ご意見等ございましたらお願いします。

（「休憩」の声あり。）

休憩（午前10時45分）

---

再開（午前10時53分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

ただ今、皆さんの方からさまざまなご意見等も出されました。事務局案として今回、論点整理されて皆さんの方にお伺いしたところでございます。

これでよろしいでしょうか。

局長

- 議会事務局長（大久保勝彦君） 時効後に村に納めた人が多分あると思います。それを還付するかどうか、そういう方向も論点になると思いますので、一応それもお話させていただきたいと思います。時効後に村に納付された方の取り扱いを。
- 11番（桂川俊明君） その資料を出してもらった方が良いでしょう。
- 議会事務局長（大久保勝彦君） それは要求されてはいたけれども、ただ、この前。
- 11番（桂川俊明君） あればいい。なければお願いします。
- 委員長（中村國夫君） よろしいでしょうか。

10番、山下 勝君

- 10番（山下 勝君） ちょっと、うまく、どう表現していいのか、どこにどうしたらいいかと今悩んでいましたが、ここの整理の項目の部分について、当局から、すみません、先ほど皆さんが言ったのと重複しますが、まず、納得するような説明があれば承認云々という形になると思うんですけども、例えば最初の原因、要因の部分についてですが、ちょっと皆さんのこれまでのいろいろ過去のお話を聞くと、当初の集金に関わるこの確認が妥当だったのかどうかというのもちょっと当時はもちろん私いなかったわけですけども、その部分までやはり入った中身になっていないと、やはり駄目なのかなという部分と。

それから責任の所在なんです、この前の私の質問の中にもそこも触れたんですけども、責任の所在、責任とそれからどう責任をとるのかという、誰の責任とか、誰々、どう責任をとるのかという部分もやはり入ってこなければ駄目なのかなと。そこが二つ。

それから、何て言ったらいいかな、なかなか内部というか、いわゆるこういうふうな案件の場合、当局の内部の中で確認したり調べたり整理したりという中で、結局ある意味お任せの状態になるわけで、適切かどうか分からないけれども、いわゆるよく聞く第三者委員会みたいな形で違う立場の人が、やはりいろんな利害関係なりなんなり、関係ない方が調べてもらうということも必要なのではないかなと思ったんですけども、大なり小なりちょっと議会を遡ってという部分とか、いろいろ関係したりという部分も感じるので、そういう必要性はどうなんでしょうか。

- 委員長（中村國夫君） 局長
- 議会事務局長（大久保勝彦君） 多分、第三者委員会というのは、弁護士とかそういう方々という意味でしょうか。

（「休憩」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 57 分）

---

再開（午前 11 時 05 分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

ただ今、皆さん方からさまざまな委員会の討議をいただきまして、いろんなご意見等も出されました。これらを今度、本格的な委員会が開かれますので、その際にぜひ生かしていただきたい。質していただきたいなどこのように思います。

ということで、(2)についてはよろしいでしょうか。今回、事務局の方でいろいろ骨を折っていただいて論点整理していただいたわけですが、これについてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ご異議がなければ了承させていただきます。

それでは、続きまして(3)その他でございます。10月、11月の主要行事について説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大久保勝彦君） 資料No.7をお願いいたします。10月、11月の行事予定ということで配布させていただきました。直接、決算には関係ない部分もあるんですが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

当面、議会事務局は選管も兼ねておまして、19日から31日までは衆議院選挙に集中させて取り組ませていただきたいと思いますので、10月の決算委員会は11月ということでよろしくお願ひいたします。

来週でございますが、18日は二戸広域の議会定例会ということで議長と渡議員さん、よろしくお願ひいたします。

それから、19日の町村議会シンポジウムは山下議員出席ということでよろしくお願ひいたします。ということで、あとは選挙をやらせていただくということになっております。

裏の方をお願いいたします。11月の予定ですが、1日はカシオペア連邦議会議員協議会、役員会ということで議長、副議長、保大木議員の出席をお願いします。あと、決算委員会は、11月9日火曜日。それから11月18日木曜日、11月24日水曜日ということで、いずれも10時から次の委員会から当局の出席を求めて実質審議をお願いしたいというものでございます。あと、11月25日は県の後期高齢者医療広域連合の議会等でございます。これは山下議員ということでございます。

なお、11月19日が第4回12月議会定例会の招集告示日というふうに予定されております。16日正午までの一般質問の通告締め切り、翌週の月曜日29日月曜日は議会運営委員会、午後1時30分からということで、12月議会の議会運営についてご協議いただきたいと考えております。

なお、10月は村政調査会があるんですが、ちょっと選挙の都合で中止させてい

ただ方向でご理解いただきたいなと考えております。村長の方で急いで情報提供したいということがあれば、11月の頭のあたりに急ぎよというか、設定させていただいて対応するというふうな恰好で進めさせてもらえればなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中村國夫君） ありがとうございます。

ただ今、その他ということで10月、11月の主要行事について説明をいただきました。これについて、何かございましたらお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようでございます。

そのほか、特に皆さんからありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

（「なし」の声あり。）

---

#### ◎散会の宣告

○委員長（中村國夫君） ないようでございます。

本日は以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○副委員長（岩渕智幸君） 以上をもちまして、本日決算審査特別委員会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでございました。

散会（午前11時09分）